

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク・町田市介護人材バンク「助成金」のご案内

職業紹介より雇用した場合は下記、助成金「給付金」を利用できます。

※有料・無料紹介共に当法人より雇用した場合は助成金対象になります。

令和3年2月17日現在

A・雇用給付金

「雇用給付金」とは、特定の労働者を雇い入れた事業主に対して支給される助成金の総称であり、現在次の助成金が該当します。職業紹介事業者等に求人を申し込み、その紹介事業者等から、対象となる労働者を雇い入れた場合、その紹介事業者等から紹介証明書の発行を受けることにより、助成金の支給を受けることができます。

※下記、種類の助成金を取り扱い出来ます。

1 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

高齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。

※添付 PDF 案内リーフレット参照ください。

2 特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により、一年以上継続して雇用することが確実な労働者（雇用保険の高年齢被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。

※添付 PDF 案内リーフレット参照ください。

3 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）

平成23年5月2日以降、東日本大震災による被災離職者や被災地求職者を、ハローワーク等の紹介により、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主（一年以上継続して雇用することが確実な場合に限る。）に対して助成されます。

また、この助成金の対象者を10人以上雇い入れ、一年以上継続して雇用した場合には、助成金の上乗せが行われます。

※添付 PDF 案内リーフレット参照ください。

4 特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）

障害者雇用の経験のない中小企業（障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数45.5～300人の中小企業）が障害者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合に助成するものであり、中小企業における障害者雇用の促進を図ることを目的としています。

※添付 PDF 案内リーフレット参照ください。

5 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

いわゆる就職氷河期に正規雇用の機会を逃した事等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用へ就くことが困難な方をハローワーク等の紹介により、正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して助成されます。

※添付 PDF 案内リーフレット参照ください。

6 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

ハローワークまたは地方公共団体において、通算して3ヶ月を超えて支援を受けている生活保護受給者や生活困窮者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成します。

※添付 PDF 案内リーフレット参照ください。

7 トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークや職業紹介事業者等の紹

介により、一定期間試行雇用した場合に助成するものであり、それらの求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進すること等を通じて、その早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

※添付 PDF 案内リーフレット参照ください。

B・再就職給付金

「再就職給付金」とは、事業主が、離職する従業員の再就職支援を民間の有料職業紹介事業者に依頼して、本人の再就職を実現させた場合に支給を受けることができる助成金を言いますが、現在のところ「労働移動支援助成金」の1種類だけです。

・労働移動支援助成金（再就職支援コース）

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対する再就職支援を職業紹介事業者に委託したり、求職活動のための休暇の付与や再就職のための訓練を教育訓練施設等に委託して実施した事業主に、助成金が支給されます。

労働移動支援助成金（再就職支援コース）の支給を希望する場合は、[再就職援助計画](#)[973KB]を作成し、公共職業安定所長の認定を受ける、もしくは求職活動支援基本計画書を作成し、都道府県労働局に提出する必要があります。

厳しい経済状況下において、解雇等をやむを得ず検討しなければならない場合であっても守らなければならないルールがあります。

※添付 PDF 案内リーフレット参照ください。

注意点

制度の詳しい内容は厚生労働省ホームページ、雇用関係助成金を取り扱う職業紹介事業者等を必ずご覧ください。

また内容等が変わる事や終了する事もございますのであわせて下記、URL 参照にてご確認ください。

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/joseijigyousya.html

制度の内容・ご質問等は下記までお問い合わせください。

・労働局 <https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

制度利用のご希望は、町田市介護人材バンクまでご連絡ください。

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク

町田市介護人材開発センター・町田市介護人材バンク

〒194-0013 東京都町田市原町田 3-14-1 AS ビル原町田 203

TEL：042-860-6480 FAX：042-860-6481

E-Mail genki@machida-kjkc.jp

有料職業紹介番号 13-ユ-308219